

災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と三原村（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資（以下「物資」という。）を速やかに提供するために乙の所有する建築物に予め保管することに関して、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第1条 甲が乙に保管を依頼する物資の種類は、食料、飲料水及び毛布とする。

（保管場所）

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

（適正管理）

第3条 甲は物資の消費期限や在庫数量を把握し、適正な管理に努めるものとする。また、乙は、保管場所において物資の破損や水漏れ等の異常を発見した場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（保管費用）

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。ただし、保管に関し疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、自己の責に帰すべき理由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、自然災害等によりやむを得ない場合はこの限りではない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項や災害時の対応については、双方の協議のうえ別途定めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度協議の上変更するものとする。

（保管期間）

第7条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲又は乙が協定の終了を申し入れない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月23日

甲 高知県知事

乙 三原村長